違法民泊の仲介防止対策

資料2　国土交通省 観光庁

住宅宿泊事業の届出状況等について（12月7日時点）

○ 住宅宿泊事業の届出件数は27,909件、うち事業廃止件数が8,141件　　※届出住宅数は19,768件
○ 住宅宿泊仲介業の登録件数は89件、住宅宿泊事業を取り扱う旅行業者は13社
○ 住宅宿泊管理業の登録件数は2,244件

一括管理データベースの活用

○ 住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を、一括で管理するデータベースを構築
○ 仲介業者が仲介サイト掲載前に、データベースの情報との照合を行うことで、違法な物件が仲介サイトに掲載されないように指導。

民泊施設が物件情報を登録 → 仲介業者が仲介サイトに掲載 → 旅行者が利用

照合 ↓

平成31年4月以降追加

仲介業者が観光庁のデータベースと照合

違法物件の仲介サイトからの掲載削除に向けた取組

○ 観光庁から住宅宿泊仲介業者及び住宅宿泊事業法届出住宅の取扱いのある旅行業者に対し、令和2年9月末時点の取扱い物件について報告を求めた。住宅宿泊仲介業者等99社の取扱件数の合計は延べ118,099件。
○ 住宅宿泊仲介業者等から提出された物件情報と一括管理データベースを確認し、物件の所在地が不正確なもの、廃業済みのもの等の物件については、住宅宿泊仲介業者等に速やかな削除又は修正を要請。
○ 自治体のHP等にて公表された情報を無断に使用して、あたかも適法な届出住宅のようになりすまして仲介サイト等に掲載し、無届物件に誘導するといった悪質な事案を排除するためにガイドラインを改正。
○ 民泊制度コールセンターへの通報情報など違法民泊に係る情報を、自治体や関係省庁と共有し違法民泊を排除